

# 令和元年度8月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和元年8月26日 午前9時30分～10時30分  
開催場所 所沢市役所701会議室  
議 案 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について  
議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

出席委員 1番 池田 正巳 2番 二上 英一 3番 内野 喜昭  
4番 池田 稔 5番 木下 信夫 7番 川口 浩  
8番 西海 静夫 9番 山田 茂美 10番 野村 與志次  
11番 石井 進 12番 田中 唯喜 13番 本橋 与志喜  
14番 新井 祥穂 15番 小林 澄子 16番 福原 浩昭  
17番 町田 健

欠席委員 6番 斉藤 博之

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。西海会長のあいさつの後、引き続き西海会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

議席番号6番 斉藤 博之委員から欠席の連絡がありましたので報告いたします。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号11番 石井 進委員、12番 田中 唯喜委員を指名いたします。

## 1 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議 長： 「議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について」御説明いた

します。

申請番号1番、所在地は北野一丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は78平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅敷地の拡張です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を自己用住宅の通路として使用するものです。なお、本件は農用地区域の除外案件です。

以上の1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号1番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

## 2 議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議長： 「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は三ヶ島一丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は806平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は資材置場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け、資材置場を設置するものです。

以上の1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号1番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

### 3 議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長：「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字北岩岡字横宿です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は180平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅敷地の拡張です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については水道・下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから、第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を借り受け、自己用住宅への進入路とするものです。なお、本件は農用地区域の除外案件で、農地法施行以前から進入路として使用しております。

申請番号2番、所在地は大字下安松字中原です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は744平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は貸借権の設定です。農地区分については都市計画法に規定する用途地域が定められていることから、第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を借り受け、店舗用駐車場を拡張するものです。

申請番号3番、所在地は大字亀ヶ谷字亀寿の9筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は9筆合わせて8,138平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は倉庫です。権利事由は貸借権の設定です。農地区分については、農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を借り受け、倉庫を建設するものです。

申請番号4番、所在地は三ヶ島五丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は679平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については、水道・下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから、第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を借り受け、駐車場を設置するものです。

申請番号5番、所在地は糺谷の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて1,000平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を借り受け、駐車場を拡張するものです。

以上の5件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、既に通路が設けられていました。事務局説明のとおり、第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員：（挙手）

議長：申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。  
申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号2番について、意見はありますか。  
意見がないようですので、申請番号2番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員：（挙手）

議長：申請番号2番については、全会一致により許可相当とします。  
申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号3番について、意見はありますか。  
意見がないようですので、申請番号3番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員：（挙手）

議長：申請番号3番については、全会一致により許可相当とします。  
申請番号4番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号4番について、意見はありますか。  
意見がないようですので、申請番号4番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員：（挙手）

議長：申請番号4番については、全会一致により許可相当とします。  
申請番号5番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号5番について、意見はありますか。  
意見がないようですので、申請番号5番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員：（挙手）

議長： 申請番号5番については、全会一致により許可相当とします。

#### 4 議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長： 「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」御説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野二丁目です。現況地目は畑で、面積は994平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和元年9月1日から令和4年8月31日までの3年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字神米金字向台の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて6,505平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和元年9月1日から令和4年8月31日までの3年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字城字北原です。現況地目は畑で、面積は1,219平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和元年9月1日から令和4年8月31日までの3年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字城字十三部です。現況地目は畑で、面積は657平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和元年9月1日から令和3年8月31日までの2年間です。

以上の4件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号1番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により決定とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見はありますか。

議長： 意見がないようですので、申請番号2番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (挙手)

- 議長： 申請番号2番については、全会一致により決定とします。  
申請番号3番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号3番について、意見はありますか。  
意見がないようですので、申請番号3番について、決定でよろしければ挙  
手願います。
- 委員： (挙手)
- 議長： 申請番号3番については、全会一致により決定とします。  
申請番号4番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ  
ま。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当  
該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号4番について、意見はありますか。
- 議長： 意見がないようですので、申請番号4番について、決定でよろしければ挙  
手願います。
- 委員： (挙手)
- 議長： 申請番号4番については、全会一致により決定とします。

## 5 報告事項について

- 議長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。
- 事務局： 報告事項について御報告いたします。  
「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」  
は、1件の届出がありました。  
「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、14件の届  
出がありました。  
「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、  
12件の届出がありました。  
「報告事項4 農地法第5条の規定による貸借権設定の届出について」は、  
2件の届出がありました。  
「報告事項5 納税猶予に関する適格者証明について」は、1件の証明を  
しました。  
以上です。

- 議長： 以上で、すべての議事を終了します。

池田会長職務代理者により閉会した。